

令和6年6月1日

保険診療等に関わる揭示事項等

入院基本料に関する事項

当院は、入院基本料15：1の届出を行っています。

これは、（日勤・夜勤合わせて）入院患者15人に対して1人以上の看護職員がいるものです。

届出事項に関する事項

精神療養病棟入院料

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

精神科作業療法

初診料（歯科）の注1に掲げる基準

クラウン・ブリッジ維持管理料

外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

入院ベースアップ評価料（15）

* その他、入院料算定要件における栄養管理体制実施及び褥瘡対策等を行っています。

食事サービスに関する事項

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

*管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を 適時（夕食の場合、午後6時以降）、適温で提供しています。